

各種税申告のお知らせ

申告は、電子申告や郵送をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症対策のため、各種税申告は可能な限り、e-Tax（電子申告）や郵送による提出にご協力ください。
なお、申告受付会場は、情報工房に開設します。
相談や説明会も開催しますので、ぜひご利用ください。

●申告・納付期限

申告所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月15日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者） 3月31日(木)

●振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税 4月21日(木)
消費税及び地方消費税（個人事業者） 4月26日(火)

市・県民税の申告期限 3月15日(火)

所得税などの申告について

問合せ／大垣税務署(☎78-4101 自動音声案内2番を選択)

確定申告は、e-Taxが便利です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、確定申告会場に出向かなくても自宅などからパソコンやスマートフォンを使って申告書が提出できる、e-Tax（電子申告）をご利用ください。



令和3年分の確定申告から、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、スマートフォンで見やすい専用画面の利用範囲も拡大して、さらに便利になります。また、パソコンを利用する人は、ICカードリーダーの代わりにスマートフォンアプリを利用してマイナンバーカードを読み取り、e-Taxを利用することができます。



詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

国税庁LINE公式アカウントのご利用を

国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると、所得税の確定申告に関する情報を検索できますので、ご利用ください。

◇アカウント名：国税庁 ◇アカウントID：@kokuzei

申告受付会場を情報工房に開設

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税、消費税（個人事業者）、贈与税の申告受付会場を次のとおり開設します。

- *とき／2月16日(水)～3月15日(火)の平日 午前9時～午後5時
- *ところ／情報工房5階 ※昨年度までの市民会館から変更。期間中、大垣税務署での申告相談は行いません
- *備考／①情報工房への電話による問い合わせはご遠慮ください



情報工房

②混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。同整理券は会場で当日配布しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前申込みもできます。なお、同整理券の配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります

税理士による無料税務相談所を開設

- *対象／小規模事業者、給与所得者、年金受給者
- *とき／2月16日(水)～22日(火)の平日 ①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時
- *ところ／イオンタウン大垣イースト棟2階 コミュニティホール(三塚町)
- *内容／税理士による所得税及び復興特別所得税（譲渡所得を除く）についての無料相談
- *備考／当日、会場に入場整理券を配付します。申告内容や混雑状況により、相談を受けられない場合があります
- *問合せ／大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ



新型コロナウイルス 感染防止対策にご協力ください

申告受付会場では、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

各会場で申告をされる人は、次の感染防止対策にご理解とご協力をお願いします。

- 来場される際は、できる限り少人数で
- マスクの着用、手指のアルコール消毒の実施
- 入場時に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします



申告の相談会・説明会のお知らせ

◇確定申告期間前の申告相談会

所得税などの申告相談会を下表のとおり開催します。

とき	ところ	予約方法など
1/4～24 (土・日・祝日を除く)	大垣税務署内	電話で、大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ
1/25～2/9 (土・日を除く)	大垣税務署内	要入場整理券(当日、大垣税務署1階で配付) ※国税庁LINE公式アカウントから、事前申込可
2/10～15 (土・日・祝日を除く)	情報工房5階	要入場整理券(当日、情報工房5階で配付) ※国税庁LINE公式アカウントから、事前申込可

○予約状況、入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります

◇公的年金を受給している人を対象にした確定申告説明会

- *対象／公的年金の受給者
- *とき／1月25日(火)～28日(金) 午前9時～午後5時
- *ところ／大垣税務署
- *申込／大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ

◇住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

- *対象／返済期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得、または増改築した人で令和3年中に入居した人（認定長期優良住宅の場合は、住宅ローンを利用していない人も含む）
- *とき／2月10日(木)～15日(火)の平日 午前9時～午後5時
- *ところ／情報工房5階
- *持ち物／土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、源泉徴収票(原本)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、マイナンバーカードなど
- ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要
- ※住宅を増改築した場合は、増改築等工事証明書などが別途必要
- *備考／申告書の提出もできます。内容によっては控除を受けられない場合があります
- *申込／大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ

